

第3回議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成15年10月17日(金) 13:30~16:05				
開催場所	岩出山町スコ・レハウス 多目的ホ－ル				
委員の出欠	委員長 (鳴子町議会議長)	中 鉢 昇		委 員 (鹿島台町住民代表)	武 藤 利 孝
出席者 欠席者×	副委員長 (三本木町住民代表)	栗 原 和 子		委 員 (岩出山町住民代表)	猪 股 松 男
	副委員長 (田尻町議会議員)	千 田 秀 一		委 員 (岩出山町住民代表)	佐 藤 技
	委 員 (古川市議会議長)	佐 藤 清 隆		委 員 (鳴子町住民代表)	菅 原 信 朗
	委 員 (松山町議会議長)	水 室 勝 好		委 員 (鳴子町住民代表)	吉 田 惇 一
	委 員 (三本木町議会議長)	高 橋 源 治		委 員 (田尻町住民代表)	石 澤 京 子
	委 員 (鹿島台町議会議長)	門 間 忠		委 員 (田尻町住民代表)	加 藤 節 幸
	委 員 (岩出山町議会議長)	遠 藤 悟		委 員 (古川市議会議員)	青 沼 智 雄
	委 員 (田尻町議会議長)	三 神 祐 司		委 員 (松山町議会議員)	宮 下 佳 民
	委 員 (古川市住民代表)	菅 原 忠 男		委 員 (三本木町議会議員)	渡 辺 貞 吾
	委 員 (古川市住民代表)	高 橋 義 宣		委 員 (鹿島台町議会議員)	栗 田 彰
	委 員 (松山町住民代表)	丸 一 男		委 員 (岩出山町議会議員)	鹿 野 虎 夫
	委 員 (松山町住民代表)	松 本 美 佐 子		委 員 (鳴子町議会議員)	遊 佐 辰 雄
	委 員 (三本木町住民代表)	伊 東 茂			
	委 員 (鹿島台町住民代表)	小 林 令 子		出席 28名, 欠席 名	
	事務局	事務局次長 千葉義明, 調整班: 班長 湯村武一・中鉢正志, 計画班: 班員 赤間幸人			
調整班: 班員 安住 伸・高橋輝幸・大場一浩・佐々木規夫					
その他					
傍聴者	一般 4名 ・ 報道関係 3名 (3社)				
委員長の署名					

会議次第

<p>1. 開 会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 協議事項</p> <p>(1) 議会議員の定数及び任期等について</p> <p>(2) 次回会議の開催について</p>
--

議事の概要

1. 開会（司会進行 調整班 湯村班長）

2. あいさつ・・・中鉢 昇 委員長

3. 協議事項

（1）議会議員の定数及び任期等について

事務局 千葉次長・・・資料内容を説明。

高橋義宣委員・・・会議の決定は全会一致が原則であるが、一致できない場合は、4分の3あるいは全委員の半数以上となっているが、4分の3の場合は出席者の4分の3だと思うが、半数の時は全委員となっているが、その解釈で良いか。

事務局 千葉次長・・・原則は全会一致であるが、仮に意見が集約しきれない場合に4分の3と半数の定めがある。4分の3については、出席者の4分の3以上が同様の意見の場合、なおかつ全委員の半数以上である。原則は全会一致であり、それを目標に協議してどうしてもまとまらない場合の適用となる。

事務局 湯村班長・・・資料の補足説明。

高橋義宣委員・・・前回資料の3ページにおける均等割は何人なのか。

事務局 千葉次長・・・均等割はない。

丸一男委員・・・本則だと定数34人。34人で人口割りとなると古川市が圧倒的に多くなる。均等あるいは6町の方が若干多くなる方が良いと考える。資料の中に、均等割で良いと思うものがあるが、本則の場合の人口割り、均等割については、資料に提示された以外は難しいのか。面積等を加味できるのかどうか。

事務局 千葉次長・・・前回の資料は、均等割と人口割りを併用した選挙区設定の例示である。均等割は、公職選挙法施行令第9条を適用し一回限りである。本則においても、旧市町ごとと面積等を勘案して定数を配し、残りを人口割りとすることも、制度上は可能である。

栗田彰委員・・・人口に比例するというのが基本原則であるが、地勢的条件や面的な条件を考慮して、均等割、人口割りという形になるが、同じ市民として一票の価値という問題が生じる。その場合の客観的な基準があるのかどうか。互いに合意することで良いのか。基準たる物差しをどの辺に置くのか。

事務局 千葉次長・・・選挙区を設ける場合は、旧市町区域における人口比が原則であるが、一回限り。公職選挙法に基づいて、人口比に基づかない定数を定めることができる。一回限りについては決め方で、施行令の解釈としては、市町村の合併によって選挙区が広大になる場合など、諸般の事情を考慮して各選挙区の定数を特例で決めるというもので、端的には決めようである。

吉田惇一委員・・・定数を定めるときの人口比とは、選挙権のあるなしに関わらない人口で、選挙の際は選挙権を有しない者は投票できない。決めるときは選挙権を有しない者も含めて、選挙の際は選挙権のない者はできない。それは当然のこととは思いますが、確認しておきたい。

事務局 千葉次長・・・法律でいう人口とは、官報で公示された直近の国勢調査、又はこれに準じる全国的な調査に基づく人口によるとなっている。

高橋源治委員・・・これまでは、議員のことについて議論するという機会は議員だけであった。例えば、議員の定数を減らすということでも、首長も口を挟まない。まして一般町民が口を挟める場面もなかった。本委員会のように、住民の方々が議員のことに関して意見

を述べることは、今後はないものと考えられ、非常に貴重な機会だと思う。本委員会では4事項を決めることになっているので、これに関して述べる。最初の新市における議員の定数についてであるが、法定の上限が34人であるが、10万人でも34人、20万人でも34人であり、合併して14万人弱であるから、単純計算の比率からすると多いかなと思う。一般的に、法定からどこの町でも減じているという状況がある。しかし、合併ということで、34人で良いと思う。何回か選挙した後に考えれば良い。任期については、法で4年と決まっているので、在任特例のことだと考える。三本木町の場合は、特別委員会を設置していろいろ議論したが、財政負担のこともあるが132人では議会にならないだろうということで、在任特例は適用せず均等割を用いた50人くらいの定数特例が良いということで一致している。議員の報酬については、在任特例を適用した場合のものだと思う。選挙区を設けても報酬が異なることはあり得ず、同じだと考える。選挙区の設定については、合併で一番懸念されるのは小さな町では議員がいなくなるのではないかとということで、一般的に世間で心配されていることである。将来的に本来あるべき姿は、選挙区がないほうが良い。例えば、三本木の問題を抱えて国会議員に陳情にいくと、かつての1区2区の場合は仙台の議員も耳を傾けてくれたし足も運んでくれた。ところが今は、仙台の1区、2区あるいは県南3区の議員は、大崎のことに関してまったく聞く耳を持たない。本当に頼りない。そのようなことから考えると、新市の中でそのようなことがあってはならない。いずれにせよ古川市が過半数を超える議員となる。古川市から出た議員が、どうせ選挙で一票ももらえないのだから、鳴子のことは行ってみなくても良い。三本木のことでもいくら近くでも関心なくても良いとなる。本来は選挙区を設けないのが筋であるが、しかし、今合併が話し合われている地域では、現在まであまり交流がなされていないので、当分の期間は選挙区を設け、何回かの選挙を経て、人の交流もできた段階で選挙区をはずすべきと考えており、合併に際しては選挙区を設け、何回か後にはなくすようにすべきと思う。

渡辺貞吾委員…今のような意見は、全委員に聞くものだと思います何も発言しなかった。会議の持ち方として、委員一人ひとりに考えを聞くべきではないのか。

議長 中鉢委員長…前回意見を述べていない委員から聞きたいとの考えから、指名したものである。

遠藤悟委員…会議の進め方として提案であるが、質疑は質疑として、なければそれを打ち切り、意見を聞くという次のステップに行ってほしい。質疑と意見を混同させないように進めてほしい。

議長 中鉢委員長…ただいまの提案を受け、資料に対する質問がなければ打ち切りたいと考えるがどうか。(全員了承)資料に対する質問を打ち切り、会議の本題に関して各委員から意見を述べてもらうこととする。本委員会としては、第4回の会議で方向性を見いだしたいので、今回は前回に引き続き各委員から意見を聞くこととしたい。まず、前回発言のなかった委員から願います。

栗原和子副委員長…先ほど高橋源治委員が述べていたが、議員に関して意見を述べるのが一生涯ないものと思われ、貴重な経験をさせてもらっていると考えている。住民代表で無知かもしれないが、議員の中にも同じ考えの方がいて安心している。本則選挙の選挙区なしを望む。いつまでも旧市町の利害関係にとらわれたり、旧市町の批判ばかりしているのでは、14万人の新市の良いまちづくりができないのではないかと。これからの議

員は、14万人の新市のまちづくりをするという、広域的な視点で議員活動をしてもらえればと考えている。

武藤利孝委員…提案したいが、三本木の高橋委員から、4点が本委員会に課せられた問題だと出された訳で、全部について各委員が意見を出すと膨大な量になるので、一つひとつ行うという審議方法はいかがか。定数であれば、本則の場合は34人と決まるが、それでいいのかを決めて、定数特例を適用するならば、定数を何人にするかという形で決めてはどうか。

議長 中鉢委員長…本日はそこまで深く入らないつもりでいる。4回目で方向性を出したい。

佐藤技委員…前日も各委員が意見を述べており、2回、3回と重ねても意見は変わらないと考え、ただ時間が経つだけだと思うが。

菅原信朗委員…本音は本則選挙が良いと思う。特例は適用すべきでないとする一般町民が多いが、地元の議員がいなくなることも困る。在任特例の132人で議会ができるのかと思うと無理がある。選挙区を設けた形での定数特例が良いと考える。

宮下佳民委員…理由を省いてずばり述べるが、在任特例は適用しない。均等割2人を併せた全体定数50人での定数特例ということで、松山町4人の定数となるが、これが松山町議会の総意で一步も引けない決意である。

鹿野虎夫委員…4回目に方向性ということで、本音は述べられないのかなと思っている。しかし、前議長として推進協議会に参画し、また、町でいろいろ説明会などを開催して、町民の同意を得るに至った経緯は大事にしなければならないと考えている。そのような点から、面的な面と定数は深い関わりがあると現在は考えている。本委員会の委員は責任が重大であり、腹構えをしっかりと論議しなければならないと考えている。4回目ではっきり述べたいが、ここまで話せば在任特例か本則選挙か、どちらか推測がつくものと思う。

宮下佳民委員…先ほどに付け加えるが、選挙区は小選挙区とされたい。

三神祐司委員…委員は貴重な時間を割いて出席している。何故、4回目で結論を出すことにこだわっているのか解せない。たぶん事務局サイドでは4回目と考えているのだと思うが、委員の総意で決めることになるが、4つの項目を一つひとつ決めていかなければならないのに、すべて4回目で決めるというのはいかなものか。

青沼智雄委員…前回の委員会で意見を述べなかった委員、あるいは欠席した委員から、今意見を聞いた訳だが、前回と今回の委員の意見を聞くと、在任特例との意見もあったが、在任特例を適用すべきではないとする意見だけは非常に多かった。4つの項目を一度に決めることは大変だと思うので、前回と今回を受けて、一つでも、例えば在任特例を適用する適用しないということだけでも決めておけば、次の順序をどうするかは次回にしても、一つでも決めるべきである。

議長 中鉢委員長…ただいまの提案を受け、これまでの意見で足りないと思う委員の意見を聞いた後に、在任特例を適用するかしないかを決めたいと思う。

門間忠委員…前回、在任特例を主張した。急激な激変緩和の一点である。1市6町の合併となると、案内のとおりので勢の中で年度予算も800億円程度になる訳で、そのような観点から、在任は2年間あるが、その中で新市の建設計画、総合計画に、各町のさまざまな願いとする計画が盛り込まれるかということが見えるまでのことで、2年になるか1年なるか分からないが、1年位という形でもやむを得ないとの思いからである。多くの委

員には在任特例は念頭にないようで、万機公論に決すべしということで、それはそれで結構だが、議会議員として16～17年活動しているが、各委員は議員、議会の役割等について十分認識しているとは思いますが、議員が保身を図るために在任特例を適用すると主張しているのではないかとの見方をされることが、非常に残念な感じがする。合併当初は極めて重要な時期であり、そこに民主主義の一つの議会を通じて多くの住民の声を寄せていく、そのことを議員が情報として新市に上げる、あるいは新市から住民に持ち帰って、新市へのスム－ズにスタートを切るということについては、非常に大きな在任特例の役割があると思う。予算的な問題で経費の削減ということを話されるが、経費削減は当然であるが、合併すると議員は少なくとも34人になり、10年のスパンで見れば大きな削減になる。定数特例で最低50人以上で4年となれば、1年の在任と比較してどちらが経費の削減になるのかも考えれば、さほど変わりがない。むしろ1年内外だと、在任の方が経費の削減になるものと考えられる。新市の平成デモクラシ－ということが将来構想の表題に掲げられているが、住民の声を代表する議会の役割をもう少しきちんと考えてもらう必要があると思う。

栗田彰委員・・・前回、在任特例と述べた。各委員は、議会の何たるかも承知されていると思うが、議会の使命について、あえてこの機会に述べさせてもらうならば、具体的な執行の案を最終的に決定するのが議会で、議決権が一つの大きな使命である。その決まった事がら、行財政運営がどのように執行されているか、あるいは事業の実施がどのように行われているかを、議員が条例、上位法に照らしあわせて適法に適正に、しかも公平に効率よく行われているかを批判をし監視する。いわゆる意思決定と決めた後の行財政の運営についても目をこらすという両面がある。当然合併についても、分科会、専門部会、幹事会があり、法定協議会に提案されてそこで承認するが、最終的には議会が判断を行うことになる。例えば新市建設計画、あるいは特例債の400億円をどう使うか。200億円を共有のものとし、残りの200億円は各市町に配分するとなると、10年間のスパンの中でどれを優先して考えるかどうかも、新議会、新しい執行体制の中で出てくることになり、決めた責任のある、そのことに精通している議員が同じような視点に立ち、在任の中で行うことが良いとするのが、鹿島台の議会のおおむねの意向であり、それをまず伝えたい。昨日、秋田の本荘で132人の地方議会が誕生とのことで、都議会よりも多いと揶揄されていたが、いみじくも大崎の1市6町も132人であるが、いずれ議会の果たしている役割というものも、ある程度後段の部分に入れてほしい。議員には、決めた事からについてそれ相当の責任がついて回るものとのことで、在任特例を主張している。旗色は悪いと思うが、議会の役割というものを、この機会に承知しておいてほしい。財政の問題であるが、基準財政需要額の中で交付税としてどのようにカウントされているかを、いろいろ問い合わせてみたが、議員の報酬、議会費というのは、町民税、固定資産税なりの町税ですべてあがなわれていると思われているが、憲法の93条に地方自治体の議決機関として議会を設置できるとの定めがあり、それを受けて地方自治法があり、執行と議会の両輪があることから、当然、国でも交付税で措置している。アバウトであるが計算してみると、1年間在任した場合、8億7千771万9千円かかる。今度は、3年間は選挙区は別として本則になると、3年間で6億8千200万円になる。合わせて4年間で15億6千万円。それは交付税なりでカウントされるものが出てくる訳で、財政的には国でもそれなりに手当てしていることを、この機会に承知されたいと思う。

猪股松男委員…前回の会議で、基本的な意見はおおかた出尽くしていると思うし、今回でも、前回欠席した委員や意見を述べていない委員も意見を述べ、基本的な意見は出揃っていると思う。住民代表の一人として、議員定数は合併の大きな財政再建にあるということが、一般住民としての考え方である。特例が議員の保身、延命策に利用されることがあっては絶対にならないと思う。前日も各委員から、大幅に議員定数が削減されると地域住民の声が政策に届かないのではとの心配の意見が数多く出されたが、住民による自治組織を設けるといふか、第2回協議会で地域審議会についてある小委員会に付託されたことと承知しているが、それらを骨太の体制にして、合併当初は市政の運営は困難だと思うが、議員も一般住民も互いに痛み分けをして、努力し合って新しいまちづくりに進まなければならないと思う。

<14:30 休憩 14:40>

議長 中鉢委員長…在任特例について、各委員の意見を聞いてまとめたい。

高橋義宣委員…新市に移行後に制定になる条例等、あるいは事業等について専決処分されるとのことも前に聞いたが、建設計画等の重要な案件については合併後に出てくると思うが、特例を適用しないと新市の選挙は50日以内と決まっており、その50日以内であれば、必要な条例、あるいは新市の建設計画等がスムーズに流れるのでは感じている。合併の大きな目的は行財政改革であり、議員の報酬の比較で、在任特例と本則では2年間で約13億円になるとすれば、委員として一般住民の声を聞かなければならない立場にある訳で、本日も住民からの要望が配られているが、そのような全体の住民の声を反映させるような体制を作らなければならないと思う。そのようなことから、在任特例は適用すべきでない。

菅原忠男委員…合併の原点から考えてみたいので、前回の資料にある報酬の比較について再度説明してほしい。

事務局 千葉次長…所要額の比較について、資料に基づき説明。

丸一男委員…連日新聞等で報じられているが、今の情勢の中では、知る範囲でもそのような声は聞こえてこず、在任特例の選択は世論になじまないと思う。本則、定数特例についても、前回から激変緩和という意見が出ていたので、現在の議員の数から各市町ではどの程度減るのか計算してみたが、古川市はあまり激変とはならず、松山町の場合は10数パーセントまで減となり、激変となるので考慮すべきかと思う。在任特例は適用すべきではない。

伊東茂委員…在任特例は選択すべきではない。行政区長を務めているが、これは三本木町の27人の行政区長の一致した声である。合併の大きな目的の一つが行政改革であるのに、議員だけが在任特例というのはあり得ないし、住民の批判的になり、到底住民の理解は得られないと思う。

小林令子委員…在任は否定する。前にも述べたように、人数があまりに異常で、効率的な議会の運営はできないと思うからである。

佐藤技委員…前日も述べたとおり、在任特例は選択すべきでない。132人の議員での議会運営では、議場の問題も出てくる。132人の議員席、執行部席、傍聴席となると、既存の庁舎では対応しきれず、新たに建設しなければならないという問題が生じる。

菅原信朗委員…132人の議会では議長も苦勞するし運営も大変であり、在任特例は使うべきでない。

加藤節幸委員…前回も述べたが、在任特例は使わない方が良い。議会が何回開催されるのか分からないが、132人の議員が集まっても代表質問のような形になると思われ、それぞれの議会で132人が発言する場はないと思う。確かに地域性を考えると多い方が良いと思うが、在任特例を採用した議会では欠席者が多いと聞き、手抜きをする議員も出てくるのではないかと。それぞれ責任を持った考え方で、きちんとしてもらおうことが大事だと思う。

青沼智雄委員…在任特例は適用すべきではない。

宮下佳民委員…在任特例は適用すべきではない。

渡辺貞吾委員…在任特例は、合併による激変を緩和するため、あるいは合併を推進するためのさまざまな思惑の基に国でも特例として認めている。さらに、先進事例でも多く採用されているという観点から、その必要性、保身などさまざまな理由から、一議員としては正直な心の中では求めている。しかし、新市における132人ということになれば、期間が1年であっても議会や委員会の運営にさらに経費が嵩むことになり、在任特例は適用すべきでない。

鹿野虎夫委員…在任特例は適用すべきでない。

遊佐辰雄委員…鳴子町の議会では在任特例が過半数であるが、前回の委員会での意見は伝えている。個人的には、合併そのものを進めるために国が特例したとする渡辺委員の意見に同感である。まちづくりはまだ残っているし、この合併で鳴子町から議員が出れないと思うのであれば、地元に戻りもっとしっかり議論して、合併そのものを含めてもっと慎重に審議をすべきと思う。町長も推進派ではあるが、法定協議会は既定事実ではない、住民投票、あるいは議会で否決となれば離脱もあり得ると話している。そのような点で、住民にきちんと経過を示して、本来の意味で住民ともども合併が理解を得られるようになれば、その方向に進みたい。個人的には、在任特例は適用すべきではない。

千田秀一副委員長…意見を求められているが、副委員長ということで各委員の意見をまとめる立場にあり、委員各位の了解が得られれば発言を控えたいと思う。(全員了解)

菅原忠男委員…合併の原点に戻って考えると、在任特例は絶対的に無理だと考える。古川市の区長会では2回の研修を行っているが、健全財政を目指して、在任特例は適用すべきでないとの話が出ている。

松本美佐子委員…財政改革の点から在任特例は選択すべきでない。主婦の視点から、13億円という膨大な差額は、住民サービスに向けてほしいと望んでいる。

武藤利孝委員…前回述べたように、在任特例は適用すべきでない。財政面については、先ほど栗田委員が述べたこともあると思うが、132人では議会が機能しないと思われる。

猪股松男委員…原則的に、在任特例は適用すべきはない。

吉田惇一委員…合併のために特例債という制度があるので、財政面はあまり論議する必要はない。132人に何の意味があるのか。発言という点からは意味がないと思われ、在任特例は適用すべきでない。

石澤京子委員…理由は各委員が既に述べているが、在任特例は使うべきでない。

佐藤清隆委員…結論は、在任特例を使うべきでない。理由は、一つには、特例は激変緩和であるが、一年後には本則となれば激変となり、単なる議員の延命策としか受け取れない。人口が基本であるがそれを無視している。三つ目には、132人では物理的に議会開催は無理だと考える。

氷室勝好委員…合併は、住民サ・ビスの維持向上と行財政改革、さらに1市6町の一体性の確立だと認識している。議員の定数特例については、合併直後の行政機能が不安定な状況の中で、それを補完するということから国で制定したものと理解している。しかし、132人は受け入れられないと考えている。

高橋源治委員…理由は先ほど述べたとおりで、在任特例は使うべきでない。

遠藤悟委員…前回から述べているとおり原則論者であり、当然在任特例は使うべきでない。反対の基準として、任意協議会時の住民意向調査において議員に関する項目で、議員の人数を削減すべきが約50パーセント、また議員が極端に減って住民の声が反映できないと心配するのは11パーセント、11パーセントと50パーセントを見た場合に、議員としての判断基準としては、納税者のさまざまな立場に立って多い方を求めざるを得ないと考える。

三神祐司委員…市町村合併は、財政改革の最たるものである。議員の数だけを聖域化すべきではなく、在任特例は使うべきでない。

議長 中鉢委員長…これまでの各委員の意見から、ほぼ全会一致と判断できるが。

門間忠委員…各委員の協議で結構だが、民主主義の理念は少数意見を尊重することが非常に大切であり、今後の協議中に反映してほしい。

議長 中鉢委員長…本委員会としては、在任特例を適用しないと決めることで良いか。(異議なし)異議がないので、そのように決定する。在任特例に関しては以上で終了とし、残る事項については次回としたい。

佐藤清隆委員…大体の傾向が掴めたような感じがあり、選挙区についても決めても良いのではないか。

議長 中鉢委員長…それでは、選挙区について各委員から発言を求めたい。任期については、在任特例を適用しないことで決めている。

遊佐辰雄委員…選挙区と定数は密接な関係がある。個人的には、34人であれば選挙区を設ける必要はないと考えている。定数によっては選挙区の設定も異なってくるので密接な関連性があり、選挙区だけ決めるのはどうかと思う。

高橋源治委員…基本的な定数だけは今日決めた方がよい。定数特例を使うかどうかでも、上限を何人とするのかの基本的なものが必要となる。

栗田彰委員…次回に大方の意見を集約したいとのことであるが、定数の点で面倒な問題がある。大枠として在任特例は適用しないこととしたが、定数特例に絞って、適用するかしないかの枠をはめておかないと、最初から適用するかどうか、定数をどうするかということになるので、いずれ定数特例についての方向が定まれば、選挙区についても段階を踏んで見えてくるので、定数特例を適用するかどうかを決すれば、後は簡単に進むものと考えられる。

<15:20 休憩 15:35>

議長 中鉢委員長…本日は、各委員からの意見を聞くことでとどめたい。

渡辺貞吾委員…定数特例について意見を聞くこととしているが、定数特例が決まったとしても、上限を何人にするのか、平均割りをするかで大変な議論になると考えられ、最低でも方向付けを決めるべきと思う。

武藤利孝委員…法定定数34人となっているが、これも決定しなければならないと思うが。在任特例を適用しないことは決めたが、定数特例を使わないとなれば、自動的に本則

選挙になるが。

宮下佳民委員…栗田委員が述べたように、定数特例とするか本則選挙とするかの確認にとどめてはどうか。

石澤京子委員…意見を聞くにとどめるということだが、何に対する意見を述べれば良いのか。

議長 中鉢委員長…定数特例に関することである。

石澤京子委員…述べたいことは多くあるが、何を求められているのかその意図が伝わってこないなので、意見の述べようがない。

議長 中鉢委員長…本日は意見を聞くにとどめ、方向性を出さないこととしており、定数特例に関することであれば何でも良い。

三神祐司委員…激変緩和という点から、定数特例は適用すべきと思っている。前回の資料の2に記載されているが、定数特例で選挙区を設けると矛盾点が出てくる。例えば、34という法定定数にプラス何名かの平等割りとする、端的に岩出山町と鹿島台町では100名ほどの人口の差で4人と3人となり、議員一人当たり約4,090名という人口割りとなり、単純に選挙区を設けることにはかなり難しさがあるが、定数特例で選挙区を設けるべきである。

石澤京子委員…前回の委員会において、選挙区を設けない本則選挙を行い、全体的なことを考える34人の議員を選ぶべきだという、すばらしい理想的な意見を述べた委員がいた。しかし、これまで交流があまりなかった中で、合併後50日以内の選挙において、全体のことを考えてくれる議員を選ぶことはかなり難しいと思う。理想はあって良いが、現実的にはかなり難しい。そして、議会の場において、それぞれの市町のシステムの良い点を述べる議員を選ぶことは難しいと思われるので、最初の4年間は定数特例を適用し、その後は選挙区を設けなくて理想的な議員を選ぶ、4年間で全体のことを考えることを勉強してもらおう。みそ汁にしても、これまで10人分を作っていたものを急に30人分作るとなっても、なかなか上手にできない。そのようなことから、最初は定数特例とし、4年間で全体のことを考える勉強をしてもらい、定数はこれから決めるにしても、その後は本則選挙が望ましいと考える。

宮下佳民委員…松山町議会の総意を述べるが、最初の一期は、均等割と人口割りを併用した定数特例で、均等割2人、全体定数を50人とすることを希望する。

高橋源治委員…事務局に確認するが、34人というのは試算であり、決定事項ではないと思うがどうか。

事務局 千葉次長…地方自治法においては、10万人以上20万人未満では34人を上限として条例で定めるとされており、34人でもそれ以下でも条例で定めることができる。

高橋源治委員…定数特例では、定数の倍まで許されるとあるが、基本となる数は何か。

事務局 千葉次長…定数特例の場合は、法定定数34人の倍の68人まで定めることができる。最初の一期は定数特例を適用し68人とし、次からは、例えばであるが、30人の定数を定めることも可能である。

高橋源治委員…前に配布された資料に、地方自治法第91条に基づき議員の定数は条例で定めるとあり、その下に、市町村の設置を伴う合併においては、設置関係議会の議決を経て、各議会の議決であらかじめ定めておかなければならないとあるが、定数特例はそれとは関係しないのか。

事務局 千葉次長…定数は34人を上限に条例で定めるは、地方自治法の定めによるもので、定数特例の34人の倍68人までで定めるは、合併特例法に基づくものである。最初の一期において定数特例を適用する場合は、68人以内で定め、次の選挙についても法定定数以内で定めることになる。

高橋義宣委員…住民代表として出席しているが、住民の方々には特例を適用すべきでないとの思いがある。それだけでは本委員会がまとまることは難しいと思う。行財政改革も合併も痛みを伴うことであり、そのような中である程度の譲歩の考え方も導きだし、全会一致でまとまることを期待しており、最低限度の40人程度の定数特例でどうかと考えている。本則選挙だと古川市があまりに有利であり、他の町がある程度納得するためには、均等割、人口割りを併用した定数特例が良いと思う。2回目からはなくすとしても、最初は選挙区を設けた方が良い。

事務局 千葉次長…高橋源治委員の質問に補足する。定数を条例で定めることになるが、例えば、30人で定数を定めた場合の定数特例の2倍の数は、30人の倍の60人ではなく、法定定数上限の34人の倍の68人以内で定めることになる。

佐藤清隆委員…各市民団体から特例を適用すべきでないとのさまざまな要望が出され、財政負担で13億円の差額が生ずるとされているが、それは古川市の報酬額とした場合で、それぞれの現行額とすると異なる。定数特例については68人という固定観念があり、68人では財政負担となるとの考え方からのようである。個人的に、理想は選挙区を設けない本則選挙であるが、現実問題として、これまで別々の行政体として活動がなされてきたことから、新市の隅々までに目が届く議員を選ぶことは難しいと思われ、選挙区を設けて各市町のことに精通した議員を選ぶ方が良いと考えるし、激変緩和という点からも50人くらいの定数特例とすべきと思う。

門間忠委員…合併をスムーズに進めることが大前提であり、選挙区を設けた定数特例を適用すべきと考える。小さな町では少ない人数になるが、少ない人数でも十分できるような全体の定数を考えるべきと思う。真の理想は新市が一つとなることであり、その点に留意が必要と考える。

栗田彰委員…定数特例について、最大の鍵を握っているのは古川市だと思う。14万人の半分を占めており、絶対的なシェアを占めている古川市の委員が全体を見比べながら、なんとか新市、それこそユ・トピアを創る、建設するという心意気を持ち、それぞれの地域にも配慮していることに敬意を表すが、定数については特例を適用し、激変緩和を含めて各市町ごとに選挙区を設けてはどうかと思う。核心の部分については、次回に議論するということになると思うが。

猪股松男委員…均等割2人で全体定数34人が妥当と考える。

氷室勝好委員…本日は、定数特例で選挙区を設けることを確認して終了としてはどうか。

渡辺貞吾委員…法定定数の場合、三本木町では2名の議員となり執行部は全員失職する。

1市6町の合併は、日本列島に類似したあまりにも広範囲で変則な合併で、住民が不安を募らせている。おそらく他の町も同様と思われ、激変緩和のためには平均割3人で全体定数50人で選挙区を設けた定数特例とすることが、三本木町議会の総意である。

次回の小委員会までに要請のあった資料

・各市町の有権者数の一覧表

(2) 次回開催日程について

事務局 千葉次長・・・資料に基づいて説明。

提示案 < 11 月 13 日 (木) 14 : 00 三本木町役場ふれあいホ - ル > のとおり決定。

4 . その他

事務局 千葉次長・・・古川生き活きまちづくり 2 1 委員会からの提言について報告。

5 . 閉会あいさつ・・・千田副委員長

6 . 閉会 (調整班 湯村班長)